

レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

＝11月1日からレンタカーの増車等の届出が不要になります＝

※ただし、マイクロバスを除く

新たに届出が不要になる手続き

- ➔増車（マイクロバスを除く。）
- ➔代替（マイクロバスを除く。）
- ※減車は以前から届出不要

引き続き届出が必要な手続き

- ➔氏名、名称及び住所の変更
- ➔貸渡事務所の変更
- ➔マイクロバスの増車
- ➔マイクロバスの代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の
経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

代わりに、レンタカー事業者証明書(写)の添付が必要となりますので、
あらかじめ輸送担当でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行って
ください。(手続きから交付までには1～2週間程度かかります)

※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

レンタカー事業者証明書とは

- ・レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- ・交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局等輸送担当に対して行
ってください。
- ・有効期限は、交付から5年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要）。
- ・証明書は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登
録事務所及び軽自動車検査協会に限り有効です。
- ・レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、
ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

ご注意ください！！

事業者証明書(写)はレンタカーとしての登録
を希望する場合のみ添付ください。
レンタカー以外の自家用車を登録する場合に
誤って添付しないようご注意ください！

裏面の
注意点も
ご覧ください

・ ・ 問い合わせ先 ・ ・
大阪運輸支局 輸送担当 TEL 072-822-6733

注 意 点

- 事業者証明書の交付申請はR3年11月1日より受付致します。
- レンタカー事業者証明書の交付を受けるまでは、**事業用自動車等連絡書の発行を受ける必要があります。**
- マイクロバスの増車は、従来どおり増車届の提出と**事業用自動車等連絡書の発行が必要です。**
- 貸渡人の住所変更や事務所住所の変更、役員変更等は、従来どおり**変更届の提出**が必要です。



令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連 絡 先

自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 する
した のでお届けします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 変更事項 (該当番号を○印すること。)

1. 貸渡人の氏名又は名称	2. 貸渡人の住所	3. 法人の役員
4. 事務所の名称	5. 事務所の所在地	6. 事務所の新設・廃止
7. 貸渡料金	8. 貸渡約款	9. 増車 (※マイクロバス・その他)

10. 代替 (配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの)

11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止
(レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)

12. レンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) の実施・廃止
(ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)

13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止

※ マイクロバスの増車届出及びレンタカー型カーシェアリング (ワンウェイ方式) に使用する車両については、「5. 確認事項」について記載のこと。

3. 変更事項の新旧 (新設・役員増員・増車は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。)

番号	新	旧

申請漏れがないよう
ご注意ください